

高崎商科大学・高崎商科大学短期大学部 クラブ連絡協議委員会細則

(目的)

第1条

クラブ連絡協議委員会とは学生会会則第31条に則り、各クラブ等の活動を円滑に、且つ、活性化を目指すことを目的に、相互意識の向上を図るために存在する。

(クラブ連絡協議委員)

第2条

1. クラブ連絡協議委員会は、学生会執行部代表者及び各クラブの代表者とする。委員の互選により委員長1名、副委員長2名を定め、委員長は委員会を主宰する。
2. 委員長に事故があるときは、副委員長が代理する。
3. クラブ連絡協議委員の選出は学生会役員が委属する。また、任期は1年とする。

(クラブ連絡協議委員会の任務)

第3条

1. 各クラブ等はクラブ連絡協議委員会によって統括され、各クラブ等の代表者はクラブ連絡協議委員会に出席しなければならない。また、理由もなく出席しない場合はその団体の評価を下げる対象とし、その回数が限度を超える場合活動停止処分とする。
2. 各クラブ等は、活動の活性化及び円滑な活動のために、クラブ連絡協議委員会に活動報告書を月一回提出することを義務とする。
※クラブ連絡協議委員会が定める報告書とは
 - (1)サークル活動報告書
 - (2)学生会執行部に提出する書類の写し(年間活動計画書・合宿願・競技参加願等)
 - (3)部費・クラブ補助費を使用した際の領収書の写し
 - (4)予算執行簿・備品台帳(年度末提出)
3. 各クラブ等は各所属クラブ等が円滑に活動する為に必要と感じた折にはクラブ連絡協議委員会を招集することが可能である。
4. クラブ連絡協議委員会の会議での決議は、委員の過半数の出席のもとに行う。

(昇格要件)

第4条

同好会がサークルに、サークルが部に昇格を希望する際には、クラブ連絡協議委員会からの推薦・承認が必要である。

(会計項目)

第5条

各クラブ等の予算は学生会会則及び別紙細則に則って使用することが可能である。

(施設使用要件)

第6条

各クラブ等は施設を使用する際には、学生会会則に則り施設許可願提出する他、体育館等重複する施設を使用する際にはクラブ連絡協議委員会にて協議し、使用日程を定める。

附則

この細則は平成19年4月1日からこれを施行する。